

森友事件に関する「本省相談メモ」について

2018年5月24日

国民民主党共同代表 大塚耕平

1. 2014年6月30日の改竄文書に記述のあった「(同年)4月28日～5月23日・本省相談メモ」とされる資料が昨日公開された資料の中に含まれていたものの、当該資料は本省理財局作成の資料であり、近畿財務局側の資料ではないことから、本来の「本省相談メモ」はまだ公開されていないと思料する。
 - 2014年6月30日の改竄文書は近畿財務局側の資料であり、当該資料の中に「本省相談メモ、法律相談結果等参照」と記されていることから、文脈上、近畿財務局側が作成した「本省相談メモ」等が存在すると考えるのが合理的である。
 - 例えば、時系列で「4月28日、総理夫人と一緒に撮った写真を提示されたことを本省に報告」等々の記述がなされているものと思料する。
2. 公開されたのは、5月8日、9日、14日、23日の4つの資料のみであり、他にも依然として公開されていない資料（例えば、上記1）が存在するものと思料する。とくに、「4月28日～」と記述がある以上、当然、上記の例示のように、少なくとも同日付の近畿財務局側の資料が存在しているはずである。
3. 公開された4つの資料は、いずれも、森友学園側への対応方針を記述した、言わば「結論的な資料」であり、その前提となる「相談的な資料」は含まれていない。
4. 5月14日までの資料に記された対応方針と、5月23日の資料に記された対応方針が大きく異なることから、5月14日～23日の間に、重要な相談が行われたか、あるいは本省または関係者から何らかの指示または要望があったものと推察でき、それらに関する資料（近畿財務局及び本省理財局の資料）こそが「本省相談メモ」の核心部分ではないか。

以 上